

令和2年度の利用状況

1. 生涯学習センター施設利用状況

区分 月	生涯学習センター 貸し施設利用者					
	稼働率		使用件数		利用者数	
	R2	R1	R2	R1	R2	R1
4月	0%	62%	0	1,168	0	16,263
5月	0%	68%	0	1,128	0	16,294
6月	41%	70%	870	1,331	6,364	18,045
7月	53%	69%	1,018	1,329	8,333	18,554
8月	49%	58%	1,004	1,095	7,914	14,128
9月	57%	69%	1,010	1,241	8,664	15,848
10月	60%	80%	1,254	1,219	12,544	20,568
11月	65%	71%	1,204	1,221	11,989	19,636
12月	63%	62%	1,196	1,141	12,246	15,396
1月	48%	65%	866	1,099	7,658	13,693
2月	47%	68%	843	1,155	6,795	15,636
3月	53%	42%	1,104	177	10,101	1,732
計	45%	66%	10,369	13,304	92,608	185,793

} 施設閉館

2. 生涯学習センター学習室等の利用状況

施設名	稼働率		使用件数		利用者数	
	R2	R1	R2	R1	R2	R1
201 学習室	54%	64%	452	647	1,528	4,141
202 学習室	74%	75%	637	707	2,239	3,919
203 学習室	67%	76%	573	701	1,828	3,843
204 学習室	68%	74%	581	677	1,940	3,919
205 学習室	75%	79%	704	753	5,822	9,197
206 学習室	76%	80%	691	802	5,636	8,874
207 学習室	74%	77%	683	770	5,915	9,558
208 和室	32%	48%	279	428	1,595	3,335
301・302 学習室 (全体)	74%	87%	743	858	8,963	19,019
401 和室	45%	53%	424	528	2,907	4,285
茶室	22%	30%	173	246	572	1,060
音楽室1	53%	77%	531	846	5,434	10,645
音楽室2	58%	79%	555	836	3,261	5,564
美術室1	47%	55%	362	441	2,843	4,854
美術室2	32%	47%	249	373	2,647	4,163
ダンススタジオ	70%	83%	732	929	6,191	10,146
調理実習室	18%	43%	102	302	1,056	5,607
視聴覚ホール	48%	77%	334	527	12,266	36,811
体育館 (全体)	93%	93%	1,323	1,354	17,313	23,253
一時保育室	24%	51%	181	382	1,054	4,014
市民ギャラリー	21%	62%	60	197	1,598	9,586
計	54%	66%	10,369	13,304	92,608	185,793

新型コロナウイルス感染症に伴う、久留米市生涯学習センターの

開館・利用制限等について

新型コロナウイルス感染症に関連した、これまでのえーるピア久留米の施設運営についてご報告いたします。

次ページ以降に、施設の開館・利用制限の動向を表にまとめていますので、ご参照ください。

国内での感染流行を受けまして、久留米市では、令和2年3月7日から当初は3月31日までとして、公共施設を臨時休館といたしました。その後、久留米市内でも感染者が確認されたことや国による緊急事態宣言が発出されたこと等を受け、休館期間を2度にわたり延長いたしました。令和2年5月14日に福岡県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、えーるピア久留米は令和2年5月25日に開館を再開いたしました。

開館再開後は、国内の感染状況に応じ、定員や利用時間の制限・解除を繰り返しながらの営業を行ってまいりました。令和3年3月以降は福岡県の感染状況が落ち着いてきたため、令和3年3月22日からは感染対策を十分行った上で、利用人数及び閉館時間を通常通りに戻して運営を行いました。

しかしながら、令和3年度に入り、いわゆる「第4波」が到来し、令和3年5月12日に福岡県に3回目の緊急事態宣言が出されたのを受け、えーるピア久留米も休館となりました。その後一旦、福岡県の感染者数は落ち着きを見せたため、令和3年7月12日に通常通りの営業に戻りましたが、7月下旬からの「第5波」の到来を受け、令和3年8月10日から再び休館となり、現在に至っております。

新型コロナウイルス感染症に伴う施設の利用制限については、今後も続いていくと思われませんが、これからも国や福岡県、久留米市新型コロナウイルス対策本部の方針に則り、感染症拡大防止を最優先とした運営を行ってまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う、えーるピア久留米の開館・利用制限等について

・令和2年度

	国	福岡県	えーるピア久留米
R2.3.7			休館
R2.4.7	緊急事態宣言（福岡県1回目）		
R2.4.16	緊急事態宣言の対象を全国に拡大		
R2.5.14	緊急事態宣言解除（福岡県を含む39県）		
R2.5.25			開館(通常定員の1/2～1/3に制限)
R2.10.1			開館継続(制限なし)
R3.1.13	緊急事態宣言（福岡県2回目）		
R3.1.16			開館継続(定員50%,開館時間20時に制限)
R3.2.28	緊急事態宣言解除（福岡県）		
R3.3.1			開館継続(定員50%,開館時間21時に制限)
R3.3.22			開館継続(制限なし)

・令和3年度

	国	福岡県	えーるピア久留米
R3.5.6			開館継続(開館時間20時に制限)
R3.5.12	緊急事態宣言(福岡県3回目)		休館
R3.6.20	まん延防止等重点措置へ移行(福岡県)		開館(開館時間20時に制限)
R3.7.12	まん延防止等重点措置解除(福岡県)		開館継続(制限なし)
R3.7.29		福岡コロナ警報	
R3.8.1			開館継続(開館時間21時に制限)
R3.8.2	まん延防止等重点措置の実施(福岡県)		開館継続(開館時間20時に制限)
R3.8.5		福岡コロナ特別警報	
R3.8.10			休館
R3.8.20	緊急事態宣言発出(福岡県4回目)		

【参考資料 1】

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

改正 平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項

平成27年3月10日教育委員会規則第2号

平成31年1月28日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則（平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日教育委員会規則第2号）